

交通安全優良運転者表彰の申し込みについて

(生活安全課)

次の①③の条件を満たす運転者を優良運転者として、境警察署長及び境地区交通安全協会長連名表彰に上申します。

- ①五霞町に居住し、境地区交通安全協会の会員である運転者
- ②自動車運転免許証(原付免許及び自動二輪車含む)取得後10年以上かつ過去5年以上無事故・無違反である運転者
- ③常時、自動車(原付以上)を乗用し、安全運転を励行するなど他運転者の模範である運転者

○お申し込み方法

免許証、印鑑を持参し、8月31日(金)午後5時までに生活安全課まで来庁ください。

○注意事項

資格の無い(過去5年以内に交通違反等をした方)申込者及び、以前に同様の表彰を受けた方は該当しませんので、各自ご確認ください。また、上申後に境地区交通安全協会が審査し受賞になりますので、該当しなかった場合は、ご了承願います。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84)3618 (直通)

農ビ・農ポリ処分には事前契約が必要です

(産業課)

使わなくなった農業用ビニール及びプラスチック(農ビ・農ポリ)を次のとおり回収します。なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

○受付日時

8月30日(木)・31日(金)
午前9時～午後4時

○受付場所

役場2階 第2会議室

○料金

今年度、料金を改定します。で、金額等の詳細については、受付時にご説明します。

○持参するもの

・印鑑

・搬出予定量のメモ

(農ビ○kg・農ポリ○kg等)

○回収日時

10月15日(月)
午後1時～4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは、各自で搬入となります。

※収集・運搬契約について

廃棄物処理法第12条第1項により、農家のみならずと運搬事業者との契約が必要です。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

今年金婚式(結婚50年)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月16日(日)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年、金婚式(結婚50年)を迎えられるご夫婦をお祝いします。

該当される方は、次のお申し込み期限までに健康福祉課において、お申し込みください。

○対象者

今年、金婚式(結婚50年)を迎えられる町内在住のご夫婦

※昭和43年4月1日から昭和44年3月31日までに婚姻届を出したご夫婦

○お申し込み期限

8月31日(金)

○お申し込み方法

婚姻日を確認するため、戸籍謄本(婚姻日が明記されているもの)をご持参のうえ、健康福祉課⑥窓口でお申し込みください。

○注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いしています。

対象の方は、忘れずにお申し込みください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

町内交通危険箇所確認作業を実施します

(生活安全課)

毎年、この時期になると道路上に木の枝や竹等が伸び、交通標識やカーブミラーなどに覆い被さり、道路の見通しが悪くなります。交通安全上非常に危険になります。

道路に面した宅地や山林の土地所有者におかれましては、交通安全確保のため、道路に伸び出した木の枝や竹等のこさ切りをお願いいたします。

また、今年度も境地区交通安全協会五霞支部並びに境警察署による『交通安全危険箇所の確認作業』を8月5日(日)に実施します。

当日の主な活動は、町内を巡視し、交通標識やカーブミラー等の交通施設の設置・破損状況を確認することですが、木の枝や竹等の伸び出しにおける交通危険箇所があった際は、土地所有者の方に連絡する場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84)3618 (直通)

農薬の適正な使用について

(産業課)

夏になり農薬を使用する機会が増えますが、農薬の使用は、必要最低限にとどめ、農薬以外の方法も検討しましょう。

農薬を使用する際は、商品のラベルに記載のある注意事項を必ず確認してから使用してください。

使い慣れた農薬であっても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など忘れていないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

取り壊し、新築・増築した家屋等はありませんか?

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。

今年中に家屋等の取り壊しや、新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、お早めにご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)